【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　カイ・ソトープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：上限2,000億円 継続申込期間：上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

下線部分＿＿＿は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(3) 【発行（売出）価額の総額】

＜訂正前＞

①当初申込期間：上限2,000億円

②継続申込期間：上限5,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

＜訂正後＞

上限5,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

＜訂正前＞

①当初申込期間：1口当たり1円

②継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（後略）

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）

基準価額については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（後略）

(5) 【申込手数料】

＜訂正前＞

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（注）（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

（注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、3.78%となります。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

＜訂正前＞

1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

＜訂正後＞

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

＜訂正前＞

①当初申込期間：平成25年1月21日から平成25年2月14日まで

②継続申込期間：平成25年2月15日から平成26年5月13日まで

ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

＜訂正後＞

平成25年2月15日から平成26年5月13日まで

ただし、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 【払込期日】

＜訂正前＞

①当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日（平成25年2月15日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

②継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

＜訂正後＞

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

（12）【その他】

＜訂正前＞

①買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

②当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資することができる「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

（中略）

④当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成25年2月14日）の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

（後略）

＜訂正後＞

①買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

②当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資することができる「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、平成25年11月13日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

（中略）

④原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

③ファンドの基本的性格
＜訂正前＞
＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引)))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引)))）（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式および株価指数先物取引に投資するもの
年1回	年1回決算する
北米	組入資産による投資収益が日本を除く北米地域の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式により投資を行い、実質的な株式組入比率を株価指数先物取引を活用して調整しますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引)））)」としております。

（後略）

＜訂正後＞
＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引)))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引)))）（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式および株価指数先物取引に投資するもの
年1回	年1回決算する
北米	組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式により投資を行い、実質的な株式組入比率を株価指数先物取引を活用して調整しますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・その他資産(株価指数先物取引）））」としております。

（後略）

④ファンドの特色

＜訂正前＞

◎ファンドのポイント

- 経済ファンダメンタルズの改善が注目される米国で、高い収益成長が見込まれる銘柄群に投資します。
- VIX指数を参照し、先物等を利用して実質株式組入比率を調整し、下落リスクの低減を目指します。

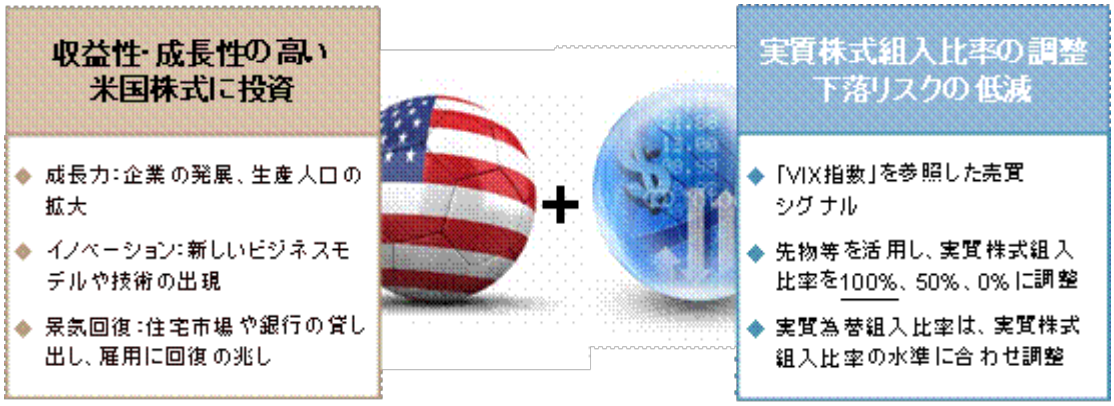

※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■ UBS独自のリスク・コントロール戦略

・ UBS独自のリスク・コントロール戦略は、VIX指数を参照する独自の売買シグナルに基づき、株価指数先物取引を用いて、実質株式組入比率をコントロールすることでリスクの低減を図ります。

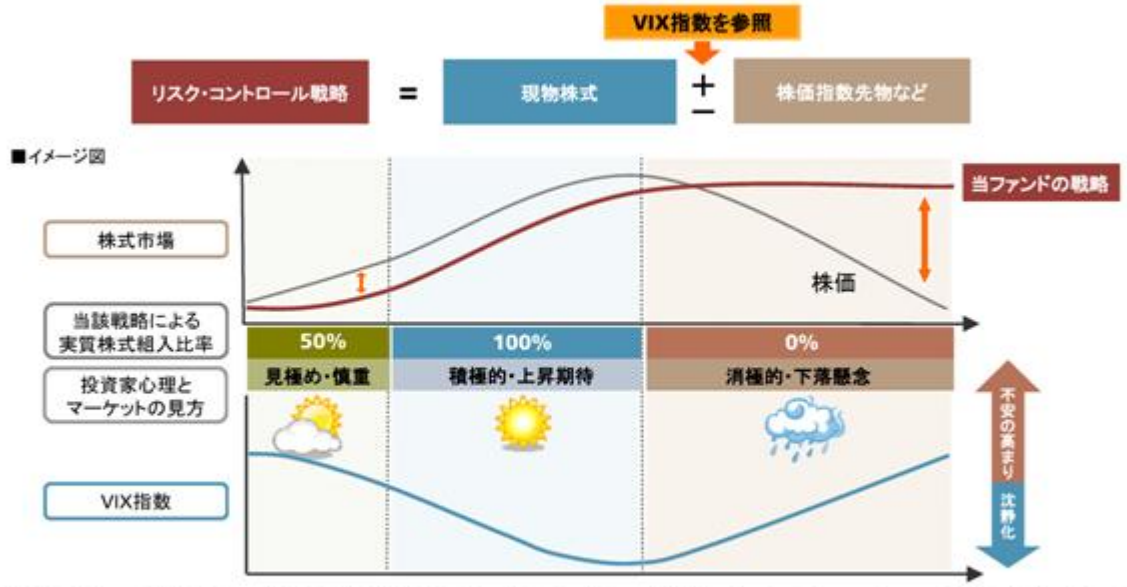

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コントロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

■ 実質株式組入比率のイメージ

・「VIX指数」を参照し、先物を買い建て・売り建てることで、実質株式組入比率を100%・50%・0%に調整します。

イメージ図

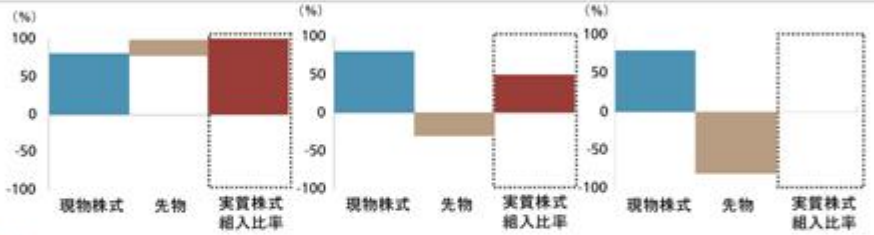

実質株式組入比率（現物株式±先物）*1	約100%	約50%	約0%
米国成長株市場の影響	あり（約100%）	あり（約50%）	なし*2
為替の影響	あり（約100%）	あり（約50%）	なし*2

*1 実質株式組入比率100%は、現物株式の買いおよび先物の買い建てで構成されます。同比率50%・0%は、現物株式の買いおよび先物の売り建てで構成されます。
*2 株式および為替の市場変動の影響を、完全に排除できるものではありません。また、為替については、外貨と円の金利差分に相当する為替取引コストがかかります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コントロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

■ 運用体制とプロセス

・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制を活用して運用を行います。
・ マザーファンドにおける運用の指図に関する権限を下記の通り委託します。

〈米国成長株式〉	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク
〈リスク・コントロール戦略〉	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

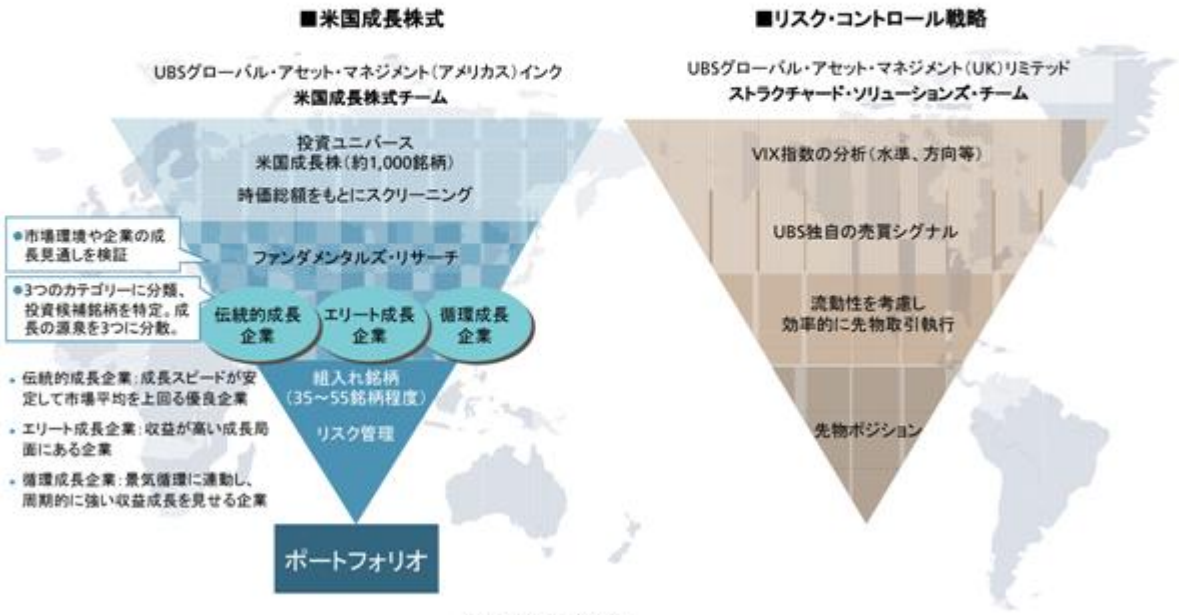

※2012年9月末現在

＜訂正後＞

◎ファンドのポイント

- **経済ファンダメンタルズの改善が注目される米国で、高い収益成長が見込まれる銘柄群に投資します。**
- **VIX指数を参照し、先物等を利用して実質株式組入比率を調整し、下落リスクの低減を目指します。**

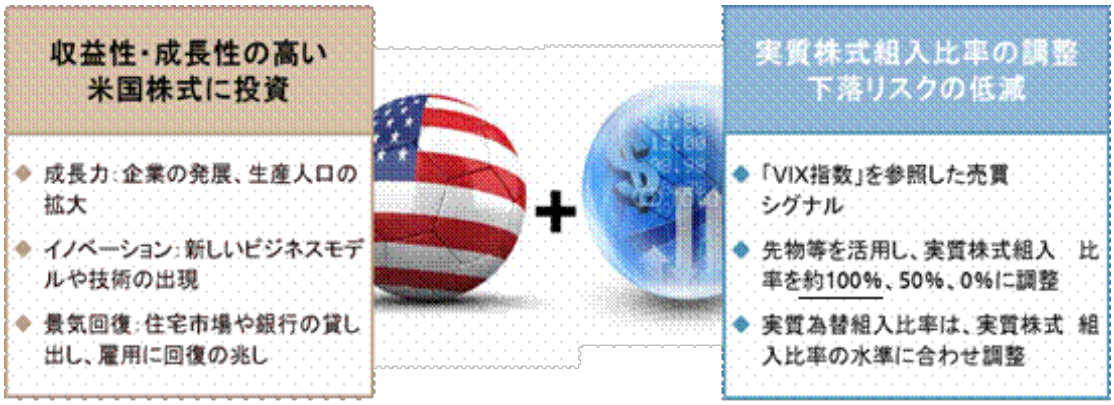

※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■ UBS独自のリスク・コントロール戦略

・ UBS独自のリスク・コントロール戦略は、VIX指数を参照する独自の売買シグナルに基づき、株価指数先物取引を用いて、実質株式組入比率をコントロールすることでリスクの低減を図ります。

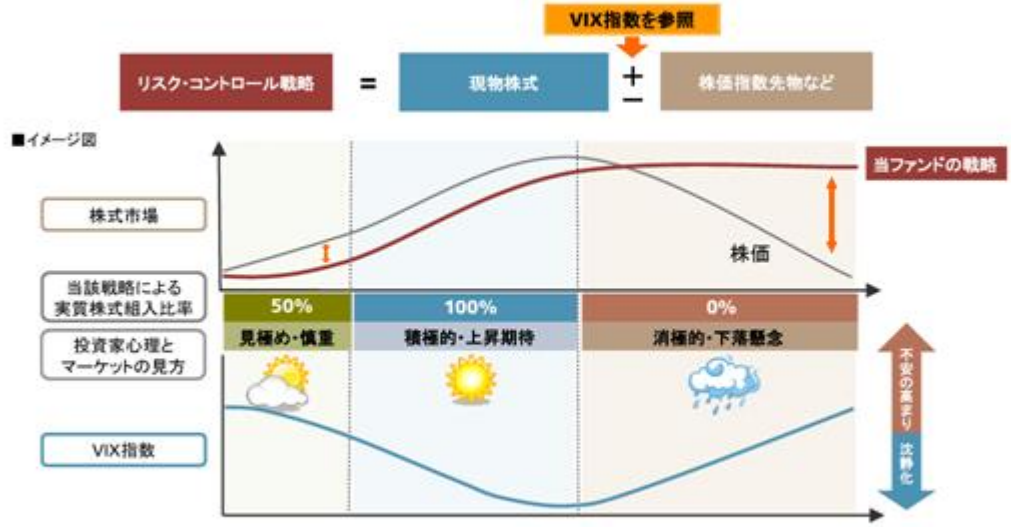

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コントロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

■ 実質株式組入比率のイメージ

・「VIX指数」を参照し、先物を買い建て・売り建てることで、実質株式組入比率を概ね100%・50%・0%に調整します。

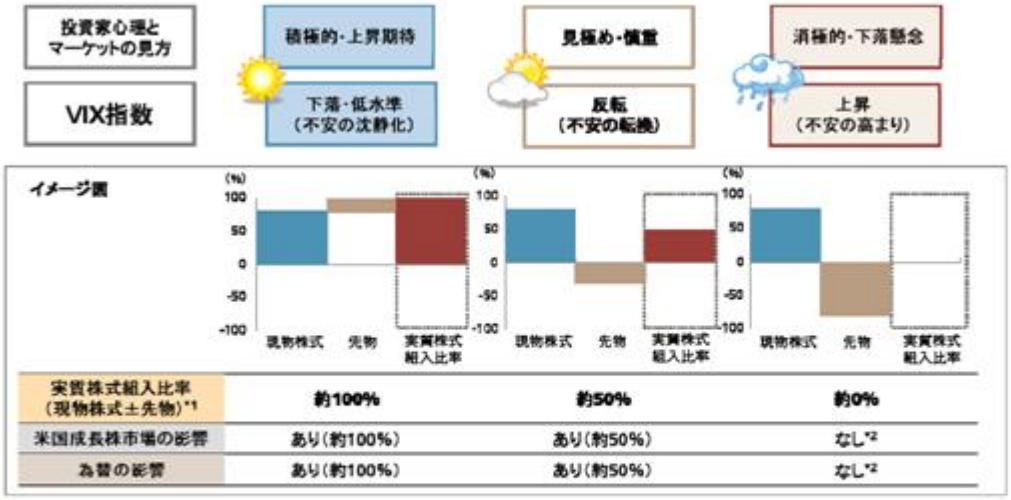

実質株式組入比率（現物株式±先物）*1	約100%	約50%	約0%
米国成長株市場の影響	あり（約100%）	あり（約50%）	なし*2
為替の影響	あり（約100%）	あり（約50%）	なし*2

*1 実質株式組入比率100%は、現物株式の買いおよび先物の買い建てで構成されます。同比率50%・0%は、現物株式の買いおよび先物の売り建てで構成されます。
*2 株式および為替の市場変動の影響を、完全に排除できるものではありません。また、為替については、外貨と円の金利差分に相当する為替取引コストがかかります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コントロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

■ 運用体制とプロセス

・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制を活用して運用を行います。
・ マザーファンドにおける運用の指図に関する権限を下記の通り委託します。

〈米国成長株式〉	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク
〈リスク・コントロール戦略〉	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

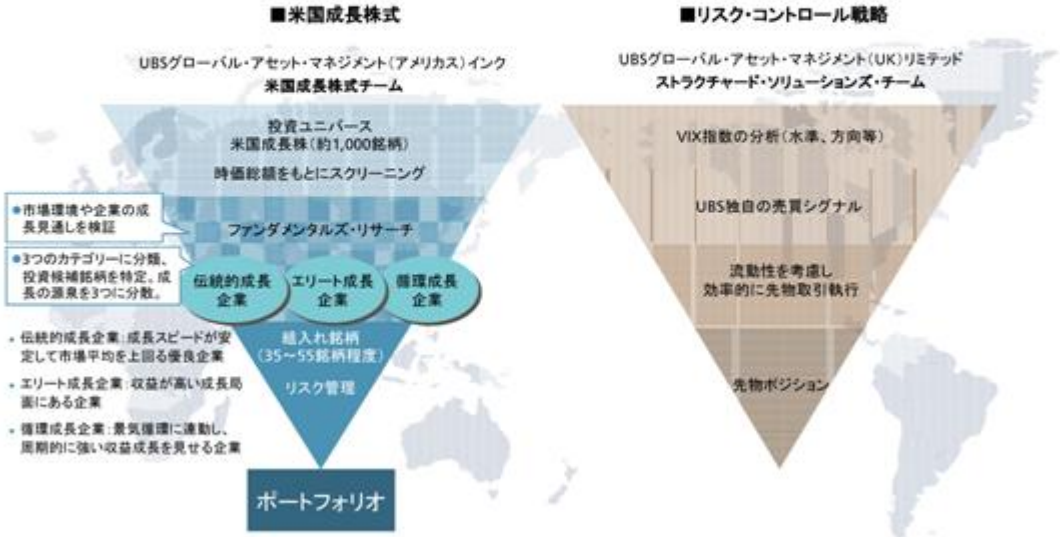

※2013年9月末現在

(2)【ファンドの沿革】

＜訂正前＞
平成25年2月15日　信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

＜訂正後＞
平成25年2月15日　信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞
① 委託会社の概況（平成24年11月末日現在）

（後略）

＜訂正後＞
① 委託会社の概況（平成25年9月末日現在）

（後略）

2【投資方針】
(3)【運用体制】

＜訂正前＞

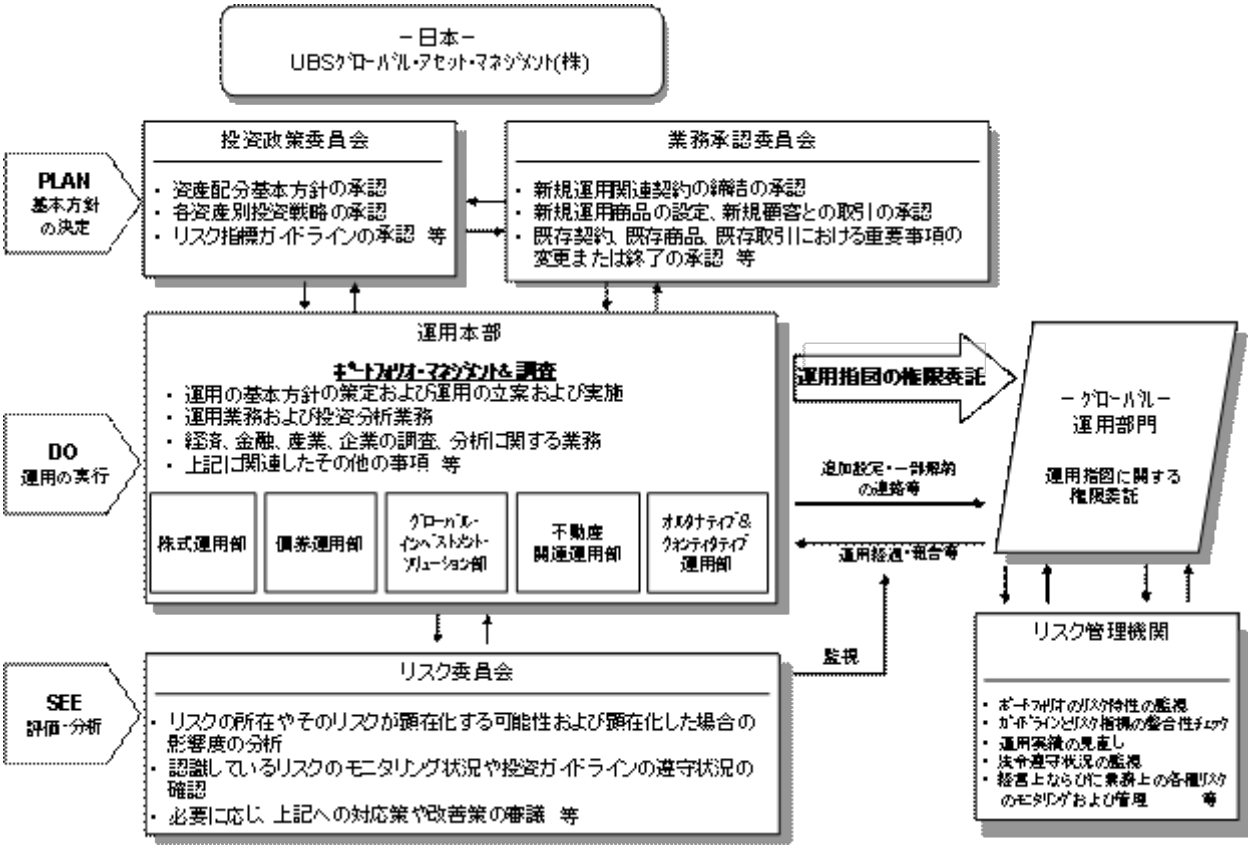

※上記の体制は今後変更される場合があります。　　（平成24年11月末現在）

（中略）

業務承認委員会：
商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

＜訂正後＞

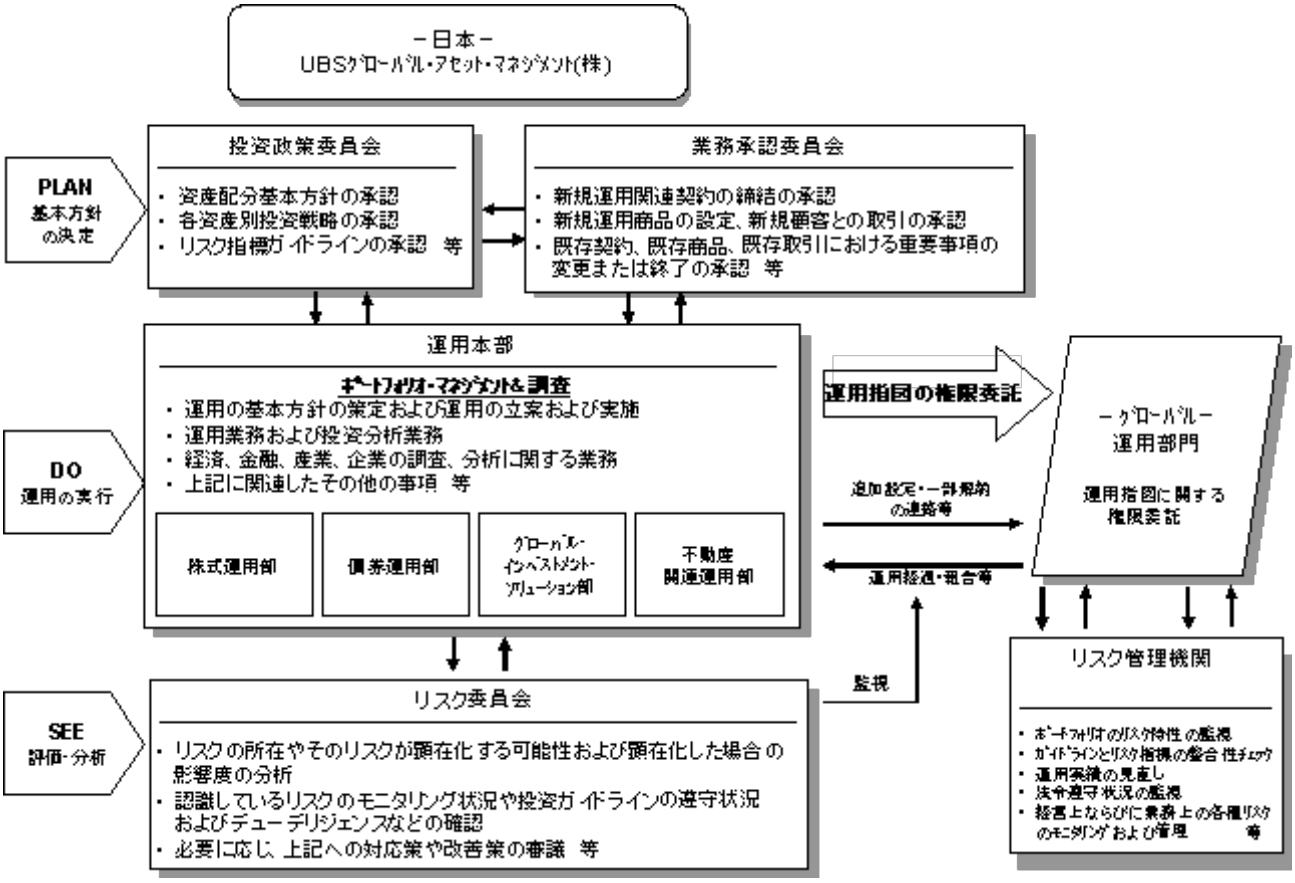

※上記の体制は今後変更される場合があります。　（平成25年9月末現在）

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその

代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

＜訂正前＞

（前略）

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。
なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜訂正後＞

（前略）

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。
なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年11月13日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜訂正前＞

（前略）

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンドの概要

投資方針	（中略） ＜マザーファンドの運用の指図権限の内容等＞ 委託先の名称　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 委託先の所在地　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク One North Wacker Drive Chicago, Illinois USA ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom 委託の内容　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク 米国株式の運用の指図等 ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド アルゴリズムに基づいた株価指数先物取引の運用の指図等 委託の費用　マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は、委託会社が受ける報酬の範囲内とします。 委託中止等　委託を受けた者が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンドの概要

投資方針	（中略） ＜マザーファンドの運用の指図権限の委託の内容等＞ 委託先の名称　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 委託先の所在地　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク One North Wacker Drive Chicago, Illinois USA ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom 委託の内容　・UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク 米国株式の運用の指図等 ・UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド アルゴリズムに基づいた株価指数先物取引の運用の指図等 委託の費用　マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は、委託会社が受ける報酬の範囲内とします。 委託中止等　委託を受けた者が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

（後略）

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜訂正前＞

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

（後略）

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（注）（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
（注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、3.78%となります。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

（後略）

(3)【信託報酬等】

＜訂正前＞

（前略）

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.9635% （1.87%）	1.0815% （1.03%）	0.8085% （0.77%）	0.0735% （0.07%）

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

＜訂正後＞

（前略）

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.9635%（注） （1.87%）	1.0815% （1.03%）	0.8085% （0.77%）	0.0735% （0.07%）

（注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、年率2.0196%となります。
※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

① 個人の受益者に対する課税
[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞
一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

② 法人の受益者に対する課税
法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

（中略）

＜参考情報＞

ファンドの費用・税金

［ファンドの費用］

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、3.675%（税抜 3.50%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に年率1.9635% （税抜年率1.87%）を乗じて得た額とします。 合計 1.9635%（1.87%） 内訳（年率表示、カッコ内は税抜表示） 委託会社 1.0815%（1.03%） 販売会社 0.8085%（0.77%） 受託会社 0.0735%（0.07%） ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	・監査報酬および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用等（日々の純資産総額に対して上限年率 0.10%）を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

［税金］

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

※上記は平成25年1月1日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜訂正後＞
課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

[収益分配時]
収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞
一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。（平成26年1月1日以降）
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

（中略）

＜参考情報＞

ファンドの費用・税金

［ファンドの費用］

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%(注)（税抜 3.50%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 （注）消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、3.78%となります。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に年率1.9635%(注)（税抜年率1.87%）を乗じて得た額とします。 合計 1.9635%（1.87%） 内訳（年率表示、カッコ内は税抜表示）委託会社 1.0815%（1.03%）／販売会社 0.8085%（0.77%）／受託会社 0.0735%（0.07%） （注）消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、年率2.0196%となります。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	・監査報酬および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用等（日々の純資産総額に対して上限年率 0.10%）を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

［税金］

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

※上記は平成25年9月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※原届出書「第二部　ファンド情報」「第１　ファンドの状況」「５　運用状況」を、以下の内容に更新いたします。

５【運用状況】

(1)【投資状況】

（2013年9月30日現在）

資産の種類	国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	44,323,021,136	100.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	△46,998,130	△0.10
合計（純資産総額）	－	44,276,023,006	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド

（2013年9月30日現在）

資産の種類	国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	32,008,243,204	72.21
	英ヴァージン諸島	898,769,706	2.02
	キュラソー	592,991,186	1.33
	カナダ	574,939,889	1.29
	イギリス	394,900,616	0.89
	小　計	34,469,844,601	77.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	9,852,839,723	22.22
合計（純資産総額）	－	44,322,684,324	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2013年9月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド	36,752,090,495	1.0010	36,788,842,586	1.2060	44,323,021,136	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2013年9月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2013年9月30日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。（2013年9月30日現在）

（参考）ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド
①投資有価証券の主要銘柄

（2013年9月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	41,300	45,156.59	1,864,967,167	47,188.81	1,948,897,956	4.39
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	18,300	78,616.41	1,438,680,394	85,667.12	1,567,708,341	3.53
アメリカ	株式	PRICELINE.COM	小売	11,900	68,430.86	814,327,293	99,213.31	1,180,638,478	2.66
アメリカ	株式	EBAY INC	ソフトウェア・サービス	210,600	5,417.30	1,140,884,433	5,452.49	1,148,295,447	2.59
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	222,100	2,751.66	611,144,241	5,008.71	1,112,434,491	2.50
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	164,300	4,100.61	673,730,633	6,211.03	1,020,473,050	2.30
アメリカ	株式	PRECISION CASTPARTS CORP	資本財	44,300	18,480.61	818,691,244	22,295.79	987,703,829	2.22
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	191,400	4,259.94	815,353,473	5,125.03	980,931,220	2.21
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	147,300	6,380.14	939,794,990	6,586.39	970,175,983	2.18
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	30,500	25,923.30	790,660,650	30,889.97	942,144,313	2.12
アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	129,800	5,404.59	701,516,755	7,198.31	934,340,638	2.10
英ヴァージン諸島	株式	MICHAEL KORS HOLDINGS LIMITED	耐久消費財・アパレル	123,500	6,055.61	747,868,143	7,277.48	898,769,706	2.02
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	47,300	15,425.92	729,646,370	18,870.63	892,581,153	2.01
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	資本財	78,100	8,858.10	691,818,000	10,689.94	834,884,314	1.88
アメリカ	株式	KELLOGG COMPANY	食品・飲料・タバコ	138,100	6,270.66	865,978,491	5,769.20	796,727,210	1.79
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	122,500	5,174.88	633,923,412	6,439.77	788,871,825	1.77
アメリカ	株式	THE ESTEE LAUDER COMPANIES INC-CL A	家庭用品・パーソナル用品	113,700	6,235.47	708,973,223	6,883.55	782,660,203	1.76
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	11,450	51,563.12	590,397,781	66,650.83	763,152,089	1.72
アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	31,100	16,516.81	513,673,024	23,931.15	744,258,920	1.67
アメリカ	株式	VMWARE INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	90,500	7,365.46	666,574,356	8,077.08	730,975,966	1.64
アメリカ	株式	DOLLAR GENERAL CORP	小売	128,700	4,452.51	573,038,358	5,531.67	711,926,250	1.60
アメリカ	株式	DANAHER CORPORATION	資本財	103,000	6,033.13	621,412,390	6,829.79	703,468,627	1.58
アメリカ	株式	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	電気通信サービス	98,800	6,764.30	668,312,840	7,107.40	702,211,367	1.58
アメリカ	株式	TERADATA CORP	ソフトウェア・サービス	126,000	6,061.47	763,746,165	5,523.85	696,005,415	1.57
アメリカ	株式	THE SHERWIN-WILLIAMS COMPANY	素材	37,900	16,327.18	618,800,216	17,637.03	668,443,531	1.50

アメリカ	株式	LULULEMON ATHLETICA INC	耐久消費財・アパレル	93,500	6,611.81	618,204,235	7,039.95	658,235,792	1.48
アメリカ	株式	CONCHO RESOURCES INC	エネルギー	61,700	9,342.94	576,459,706	10,550.15	650,944,717	1.46
アメリカ	株式	AMETEK INC	資本財	135,100	4,005.79	541,182,904	4,461.31	602,722,981	1.35
キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LIMITED	エネルギー	68,300	8,076.10	551,597,971	8,682.15	592,991,186	1.33
アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	66,200	10,471.95	693,243,586	8,899.16	589,124,392	1.32

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

種類別及び業種別投資比率　（2013年9月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	ソフトウェア・サービス	18.68
		資本財	8.32
		耐久消費財・アパレル	7.64
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.38
		小売	6.39
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.31
		ヘルスケア機器・サービス	4.29
		エネルギー	4.23
		食品・飲料・タバコ	3.76
		消費者サービス	1.77
		家庭用品・パーソナル用品	1.76
		電気通信サービス	1.58
		素材	1.50
		運輸	1.30
		各種金融	1.29
		不動産	1.04
		メディア	0.89
		保険	0.57
合計			77.77

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

②投資不動産物件
該当事項はありません。（2013年9月30日現在）

③その他投資資産の主要なもの（先物）

（2013年9月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額（円）	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	RUSSELL 1000	買建	1,245	米ドル	98,046,937.2	97,832,100	9,563,087,775	21.57

（為替予約）

（2013年9月30日現在）

資産の種類			数量	帳簿価額	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	米ドル	15,809,201.14	1,560,000,000	1,545,191,318	△3.48

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2013年9月30日および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額（円）（分配落）	1口当たり純資産額（円）（分配付）
2013年2月末日	140,090	－	0.9788	－
2013年3月末日	156,790	－	1.0183	－
2013年4月末日	167,036	－	1.0664	－
2013年5月末日	145,255	－	1.1489	－
2013年6月末日	112,639	－	1.0839	－
2013年7月末日	72,755	－	1.1476	－
2013年8月末日	51,283	－	1.1474	－
2013年9月30日	44,276	－	1.1973	－

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期　間	収益率（%）
第1期計算期間（中間期）	16.9

(4) 【設定及び解約の実績】

期　間	設定口数	解約口数
第1期計算期間（中間期）	164,571,138,432	110,150,941,428

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移（2013年9月30日現在）

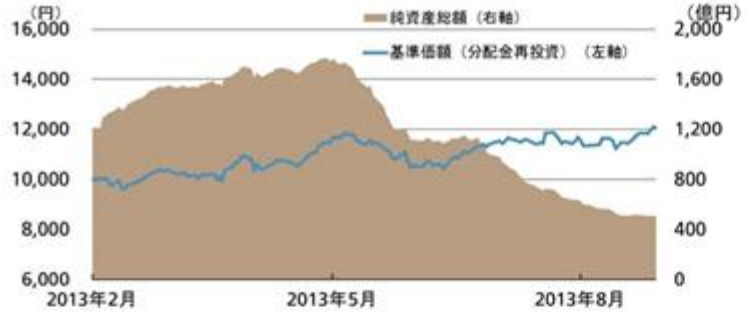

※基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況（2013年9月30日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1	APPLE INC	アメリカ	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾊｰﾄﾞｳｴｱおよび機器	4.39%
2	GOOGLE INC-CL A	アメリカ	ｿﾌﾄｳｪｱ・ｻｰﾋﾞｽ	3.53%
3	PRICELINE.COM	アメリカ	小売	2.66%
4	EBAY INC	アメリカ	ｿﾌﾄｳｪｱ・ｻｰﾋﾞｽ	2.59%
5	FACEBOOK INC-A	アメリカ	ｿﾌﾄｳｪｱ・ｻｰﾋﾞｽ	2.50%
6	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	2.30%
7	PRECISION CASTPARTS CORP	アメリカ	資本財	2.22%
8	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	ｿﾌﾄｳｪｱ・ｻｰﾋﾞｽ	2.21%
9	QUALCOMM INC	アメリカ	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾊｰﾄﾞｳｴｱおよび機器	2.18%
10	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	2.12%

※ 投資比率は、UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※ ファンドの純資産総額に対し、UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンドを100.10%組入れております。
※ 業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

資産別投資比率

資産の種類	投資比率
株式	77.77%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	22.22%
合計	100.00%
（株価指数先物	21.57%）

業種別投資比率

	業種	投資比率
1	ｿﾌﾄｳｪｱ・ｻｰﾋﾞｽ	18.68%
2	資本財	8.32%
3	耐久消費財・ｱﾊﾟﾚﾙ	7.64%
4	ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾊｰﾄﾞｳｴｱおよび機器	7.38%
5	小売	6.39%
6	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	5.31%
7	ﾍﾙｽｹｱ機器・ｻｰﾋﾞｽ	4.29%
8	ｴﾈﾙｷﾞｰ	4.23%
9	食品・飲料・ﾀﾊﾞｺ	3.76%
10	消費者ｻｰﾋﾞｽ	1.77%
	その他	9.93%
	合計	77.77%

年間収益率の推移（2013年9月30日現在）

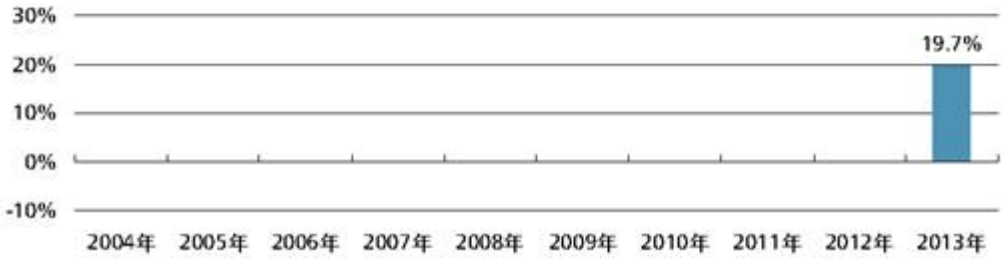

※2013年については、当初設定日（2013年2月15日）から9月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（申込期間）

・　当初申込期間：平成25年1月21日から平成25年2月14日まで

・　継続申込期間：平成25年2月15日から平成26年5月13日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成25年2月14日）の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

・ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※　買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※　「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※　詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・ 当初申込期間：1口当たり1円

・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（後略）

＜訂正後＞

（申込期間）

・ 平成25年2月15日から平成26年5月13日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

・ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※　買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金

の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（後略）

4【受益者の権利等】

＜訂正前＞
受益者の有する主な権利は次のとおりです。
(1) 分配金受領権
受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。
ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（後略）

＜訂正後＞
受益者の有する主な権利は次のとおりです。
(1) 分配金受領権
受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年11月13日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。
ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（後略）

※原届出書「第二部　ファンド情報」「第３　ファンドの経理状況」を、以下の内容に更新致します。

第３【ファンドの経理状況】

＜更新後＞

(1)　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年2月15日から平成25年8月14日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

１【財務諸表】

日興ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	当中間計算期間末 平成25年 8月14日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	234,816,783
親投資信託受益証券	63,554,225,593
未収入金	3,630,000,000
未収利息	193
流動資産合計	67,419,042,569
資産合計	67,419,042,569
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,488,036,621
未払受託者報酬	48,411,310
未払委託者報酬	1,244,862,284
その他未払費用	1,622,078
流動負債合計	3,782,932,293
負債合計	3,782,932,293
純資産の部	
元本等	
元本	54,420,197,004
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	9,215,913,272
元本等合計	63,636,110,276
純資産合計	63,636,110,276
負債純資産合計	67,419,042,569

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自　平成25年 2月15日 至　平成25年 8月14日
	金額
営業収益	
受取利息	42,544
有価証券売買等損益	24,417,109,416
営業収益合計	24,417,151,960
営業費用	
受託者報酬	48,411,310
委託者報酬	1,244,862,284
その他費用	1,622,078
営業費用合計	1,294,895,672
営業利益又は営業損失(△)	23,122,256,288
経常利益又は経常損失(△)	23,122,256,288
中間純利益又は中間純損失(△)	23,122,256,288
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	14,363,669,819
期首剰余金又は期首欠損金(△)	―
剰余金増加額又は欠損金減少額	971,154,894
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	971,154,894
剰余金減少額又は欠損金増加額	513,828,091
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	513,828,091
中間剰余金又は中間欠損金(△)	9,215,913,272

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間末 平成25年 8月14日現在
1.中間計算期間末日における受益権の総数 54,420,197,004口
2.中間計算期間末日における1口当たり純資産額 1.1693円 (1万口当たり純資産額)(11,693円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自　平成25年 2月15日 至　平成25年 8月14日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.309%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 平成25年 8月14日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)
当中間計算期間末(平成25年 8月14日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当中間計算期間 自　平成25年 2月15日 至　平成25年 8月14日
元本の推移	
期首元本額	121,074,600,620円
期中追加設定元本額	43,496,537,812円
期中一部解約元本額	110,150,941,428円

(参考情報)
当ファンドは「ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成25年 8月14日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	10,295,737,974
コール・ローン	783,555
株式	50,423,353,035
派生商品評価勘定	567,775,885
未収入金	2,316,020,968
未収配当金	18,745,997
前払金	3,494,919,827
差入委託証拠金	341,276,722
流動資産合計	67,458,613,963
資産合計	67,458,613,963
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	83,748,011
未払金	189,489,418
未払解約金	3,630,000,000
流動負債合計	3,903,237,429
負債合計	3,903,237,429
純資産の部	
元本等	
元本	54,033,519,464
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	9,521,857,070
元本等合計	63,555,376,534
純資産合計	63,555,376,534
負債純資産合計	67,458,613,963

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
株式、投資証券
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
(1)株価指数先物取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
(2)為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)外貨建取引等の処理基準
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年 8月14日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	54,033,519,464口
2.計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1762円 (11,762円)

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

平成25年 8月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券
売買目的有価証券
重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3)デリバティブ取引
デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
平成25年 8月14日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売　建 米ドル	4,250,000,000	－	4,333,748,011	△83,748,011
	合計	4,250,000,000	－	4,333,748,011	△83,748,011

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

株式関連
平成25年 8月14日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買　建 Russell 1000 Growth Index Sep13	12,027,412,945	－	12,595,188,830	567,775,885
	合計	12,027,412,945	－	12,595,188,830	567,775,885

(注1)
1.時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自　平成25年 2月15日 至　平成25年 8月14日
1.元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	121,074,600,620円
期中追加設定元本額	36,117,296,506円
期中一部解約元本額	103,158,377,662円
2.計算期間末日における元本の内訳	
日興ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンド	54,033,519,464円
合計	54,033,519,464円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年9月30日現在）

Ⅰ　資産総額	45,741,518,876 円
Ⅱ　負債総額	1,465,495,870 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	44,276,023,006 円
Ⅳ　発行済口数	36,979,895,228 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1973 円

（参考）ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	56,865,435,737 円
Ⅱ　負債総額	12,542,751,413 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	44,322,684,324 円
Ⅳ　発行済口数	36,752,090,495 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2060 円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞
（平成24年11月末日現在）

（中略）

② 投資運用の意思決定機構

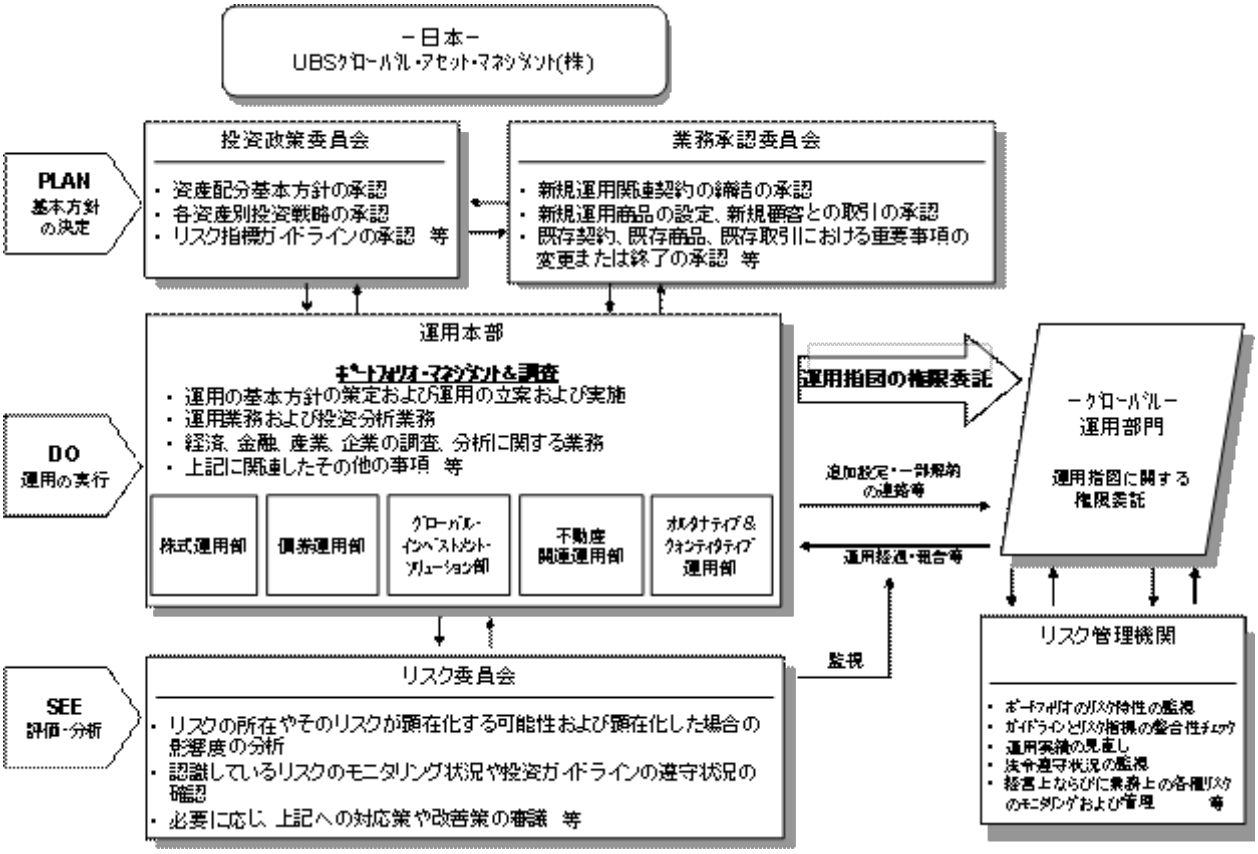

（平成24年11月末日現在）

※上記は今後変更される場合があります。
＜訂正後＞
（平成25年9月末日現在）

（中略）

② 投資運用の意思決定機構

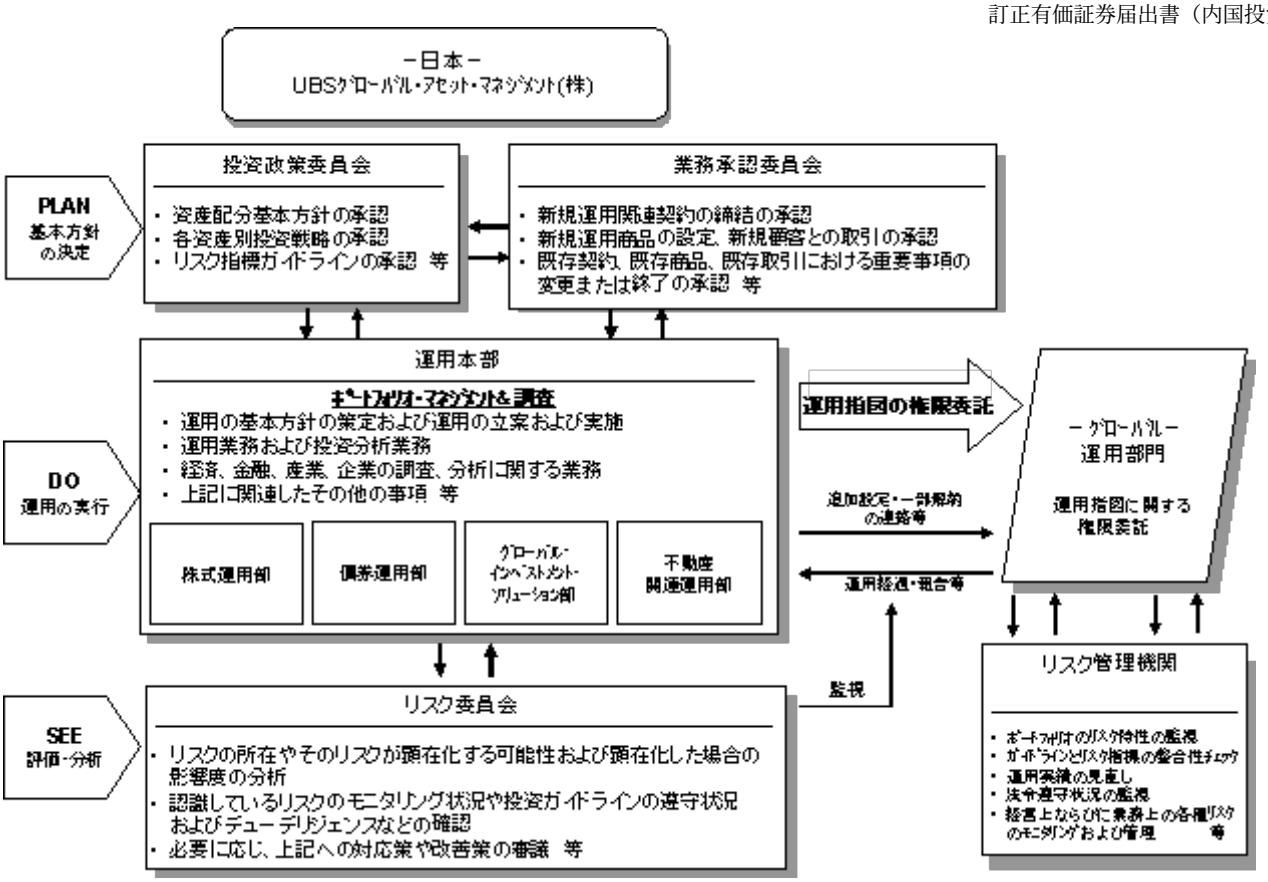

（平成25年9月末日現在）

※上記は今後変更される場合があります。

※原届出書「第三部　委託会社等の情報」「第１　委託会社等の概況」「２　事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新致します。

２【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は平成25年9月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	80	842,532
合計	80	842,532

※原届出書「第三部　委託会社等の情報」「第１　委託会社等の概況」「３　委託会社等の経理状況」を、以下の内容に更新致します。

３【委託会社等の経理状況】

＜更新後＞

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期別		第17期（平成24年3月31日）		第18期（平成25年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		4,527,037		3,354,581
未収入金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557,253
その他未収収益	*1		755,597		773,957
繰延税金資産			97,190		89,830
その他			8,893		37,018
流動資産計			7,203,797		6,723,024
固定資産					
投資その他の資産			533,670		437,610
繰延税金資産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固定資産計			533,670		437,610
資産合計			7,737,467		7,160,634

期別		第17期（平成24年3月31日）		第18期（平成25年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			145,046		372,353
未払費用	*1		1,350,117		1,675,669
未払消費税			21,288		34,551
未払法人税等			337,901		489,884
賞与引当金			122,466		114,351
その他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固定負債					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負債計			291,417		226,251
負債合計			2,271,487		2,915,356
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			3,265,979		2,045,278
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純資産合計			5,465,979		4,245,278
負債・純資産合計			7,737,467		7,160,634

(2) 【損益計算書】

期別		第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）		第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬		8,948,072		9,270,358	
運用受託報酬	*1	1,523,631		1,586,058	
その他営業収益	*1	2,079,932		2,139,484	
営業収益計			12,551,636		12,995,901
営業費用					
支払手数料			4,481,341		4,688,873
広告宣伝費			143,998		108,267
調査費			76,822		88,373
営業雑経費			91,557		105,939
通信費		6,321		7,470	
印刷費		2,383		1,330	
協会費		19,197		13,240	
その他	*1	63,653		83,898	
営業費用計			4,793,720		4,991,454
一般管理費					
給料			2,769,198		2,673,693
役員報酬		229,059		215,114	
給料・手当	*1	1,760,034		1,737,508	
賞与		780,105		721,070	
交際費			49,888		87,508
旅費交通費			82,604		82,826
租税公課			37,564		36,161
不動産賃借料			259,656		348,848
退職給付費用			265,690		152,133
事務委託費	*1		1,884,416		2,019,103
諸経費			75,972		66,771
一般管理費計			5,424,992		5,467,047
営業利益			2,332,923		2,537,400
営業外収益					
受取利息		338		284	
為替差益		24,163		－	
雑収入		1,187		82	
営業外収益計			25,688		367
営業外費用					
為替差損		－		19,768	
営業外費用計			－		19,768
経常利益			2,358,612		2,517,999
税引前当期純利益			2,358,612		2,517,999
法人税、住民税及び事業税			958,720		960,280
法人税等調整額			128,640		78,420
当期純利益			1,271,252		1,479,299

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本			第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
資本金	当期首残高		2,200,000	2,200,000
	当期変動額		－	－
	当期末残高		2,200,000	2,200,000
利益剰余金				
利益準備金	当期首残高		550,000	550,000
	当期変動額		－	－
	当期末残高		550,000	550,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	当期首残高		1,444,727	2,715,979
	当期変動額	剰余金の配当	－	△2,700,000
		当期純利益	1,271,252	1,479,299
	当期末残高		2,715,979	1,495,278
利益剰余金合計	当期首残高		1,994,727	3,265,979
	当期変動額		1,271,252	△1,220,700
	当期末残高		3,265,979	2,045,278
株主資本合計	当期首残高		4,194,727	5,465,979
	当期変動額		1,271,252	△1,220,700
	当期末残高		5,465,979	4,245,278
純資産合計	当期首残高		4,194,727	5,465,979
	当期変動額		1,271,252	△1,220,700
	当期末残高		5,465,979	4,245,278

［注　記　事　項］

（重要な会計方針）

1.　引当金の計上基準

(1)　退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
7,876千円	6,006千円

(2)　賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

*1　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

（損益計算書関係）

*1　関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

（株主資本等変動計算書関係）

第17期　（自　平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

該当事項はありません。

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時株主総会の翌日

第18期　（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第17期　（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

第18期　（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期　（平成24年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

第18期　（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

（退職給付関係）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　退職給付債務に関する事項　（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

3.　退職給付費用に関する事項　（単位：千円）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	△3,112	△2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	△29,824
(5) 過去勤務債務	-	-
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)　退職給付見込額の期間配分方法　　支給倍率基準

(2)　割引率

第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1.00%	0.395%

(3)　期待運用収益率

第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
0.58%	0.58%

(4)　過去勤務債務の処理年数　　発生時一括処理

(5)　数理計算上の差異の処理年数　　発生時一括処理

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
法定実効税率	40.65%	38.01%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	△0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注） 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

（注） 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1） UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む５０カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1） 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス,エイジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	2,685,819
							増加	4,896,377		
							減少	2,591,640		
							運用受託報酬	3,826	未収入金	1,333
							その他営業収益	330,376	未収運用受託報酬	4,044
							事務委託費	150,892	その他未収収益	305,772
							給料・手当	42,399	未払費用	111,449
							営業経費用-その他	40,527		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2） 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,335
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	－	－
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	－	－
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・カーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	15,609 56,851	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 256,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,751 13,851 105,035
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,253	－	－
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,925
	UBS O'Connor LLC	米国・デラウエア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第18期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

(1)　親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス エイジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少	 2,520,057 4,918,889	現金・預金	286,996
							運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他 事務委託費	12,315 312,524 6,984 67,498 241,352	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	11,205 239,146 88,682

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	589 49,681 325,214 323,504	未収入金 未払費用	457,765 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	60
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	19.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	183,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,065
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,380 183,298	その他未収収益 未払費用	10,892 96,829
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,136 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 155,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	627	未収入金	627
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	31,580 409,885 238,370 58	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,350 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	658,685	その他未収収益	189,352
	UBS O'Connor LLC	米国・デラウエア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,868 93,403
	UBS O'Connor Investors LLC	米国・デラウエア	2.5万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) SA	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,785
	UBS Global Asset Management (Hongkong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	253,054円61銭 58,854円27銭	196,540円68銭 68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年9月20日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　英　公一　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯原　尚　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンドの平成25年2月15日から平成25年8月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興ＵＢＳ米国成長株式リスク・コントロール・ファンドの平成25年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年2月15日から平成25年8月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２５年6月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　上 野 佐 和 子　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　志　保　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。